

藤沢市青少年会館条例施行規則の一部改正について
藤沢市青少年会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

2005年(平成17年)1月14日提出

藤沢市教育委員会
教育長 中村 喬

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成17年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市青少年会館条例の一部改正に伴い、青少年会館の管理の業務を指定管理者に行わせるほか、青少年会館の使用料に係る規定を追加する必要による。

藤沢市青少年会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 數野 隆人

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市青少年会館条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市青少年会館条例施行規則（平成3年藤沢市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条の規定に基づき，青少年会館の管理」を「の施行」に改める。

第2条を次のように改める。

（休館日）

第2条 青少年会館の休館日は，次に掲げるとおりとする。

- ・ 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たる場合はその翌日，休日の翌日が休日の場合はその翌日）

- ・ 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず，指定管理者（条例第12条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は，必要があると認めるときは，あらかじめ教育委員会の承認を得て，休館日に開館し，又は開館日に休館することができる。

第7条の見出し中「帳票」を「書類」に改め，同条中「帳票の様式は，」を「書類の様式は，あらかじめ教育委員会の承認を得て，指定管理者が」に改め，同条を第9条とする。

第6条の見出し中「利用」を「使用」に改め，同条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め，同条を第8条とする。

第5条中「利用者」を「使用者」に改め，同条を第7条とし，同条の前に次の1条を加える。

（使用料の減免基準等）

第6条 条例第8条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- ・ 国又は神奈川県が使用する場合 5割
- ・ 教育委員会又は市が共催する行事等のために使用する場合 5割
- ・ 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合

2 条例第8条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

- ・ 条例第4条第1項の各号に掲げるものが使用する場合
- ・ 教育委員会又は市が使用する場合
- ・ 主たる構成員が障害者の団体又はその支援団体が使用する場合
- ・ 公益性のある公共的団体が使用する場合
- ・ 前4号に掲げる場合のほか、指定管理者が特別な理由があると認めた場合

3 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、施設等使用料減免申請書を事前に指定管理者に提出しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、施設等使用料減免許可書によりその結果を当該申請者に通知する者とする。

第4条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「第5条」を「第5条第1項」に、「利用承認」を「使用の許可」に、「利用する」を「使用する」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「承認の」を「使用」に改め、同条第1項中「利用承認の」を「使用の許可の」に、「青少年会館利用承認申請書」を「青少年会館使用申請書」に、「利用日」を「使用日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を青少年会館使用許可等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(供用時間)

第3条 青少年会館の供用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、

日曜日は午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、供用時間を変更することができる。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

藤沢市青少年会館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p style="text-align: center;">藤沢市青少年会館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 3 年 3 月 31 日 教委規則第 11 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市青少年会館条例(平成 3 年藤沢市条例第 29 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第 2 条 青少年会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日に当たる場合はその翌日、休日の翌日が休日の場合はその翌日)</p> <p>(2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(条例第 1 2 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。</p> <p>(供用時間)</p> <p>第 3 条 青少年会館の供用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、日曜日は午後 5 時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、供用時間を変更することができる。</p> <p>(使用申請手続)</p> <p>第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による使用の許可の申請は、青少</p>	<p style="text-align: center;">藤沢市青少年会館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 3 年 3 月 31 日 教委規則第 11 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市青少年会館条例(平成 3 年藤沢市条例第 92 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定に基づき、青少年会館の管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第 2 条 青少年会館の利用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、日曜日にあつては午後 5 時までとする。</p> <p>2 青少年会館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日に当たる場合は翌日、休日の翌日が休日の場合はその翌日)</p> <p>(2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで。</p> <p>3 教育委員会は、前 2 項の規定にかかわらず、利用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(承認の申請手続)</p> <p>第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定による利用承認の申請は、青少年</p>	

年会館使用申請書により、使用日の属する月の2月前の月の初日から使用日の前日まで(藤沢市の休日を定める条例(平成元年藤沢市条例第24号)に定める市の休日を除く。)の間に申請をしなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を青少年会館使用許可等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(使用の取りやめの届出)

第5条 条例第5条第1項の規定により使用の許可を受けた者が、その後において使用することを取りやめるときは、速やかに、その旨を文書をもつて指定管理者に届け出なければならない。

(使用料の減免基準等)

第6条 条例第8条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1) 国又は神奈川県が使用する場合 5割
- (2) 教育委員会又は市が共催する行事等のために使用する場合 5割
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合

2 条例第8条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 条例第4条第1項の各号に掲げるものが使用する場合
- (2) 教育委員会又は市が使用する場合
- (3) 主たる構成員が障害者の団体又はその支援団体が使用する場合
- (4) 公益性のある公共的団体が使用する場合
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、指定管理者が特別な理由があると認めた場合

3 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、施設等使用料減免申請書を事前に指定管理者に提出しなければならない。

会館利用承認申請書により、利用日の属する月の2月前の月の初日から利用日の前日まで(藤沢市の休日を定める条例(平成元年藤沢市条例第24号)に定める市の休日を除く。)の間に申請をしなければならない。

2 前項の規定により利用承認したときは、青少年会館利用承認決定通知書を交付する。

(利用の取りやめの届出)

第4条 条例第5条の規定により利用承認を受けた者が、その後において利用することを取りやめるときは、速やかに、その旨を文書をもつて教育委員会に届け出なければならない。

4 指定管理者は前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、施設等使用料減免許可書によりその結果を当該申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 青少年会館使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 承認なく物品を販売しないこと。
- (3) 承認なく危険物を持ち込まないこと。
- (4) 職員の指示に従うこと。

(使用制限)

第8条 指定管理者は、青少年会館の管理上支障があると認められる者には、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(書類の様式)

第9条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 藤沢市青少年会館条例施行規則(昭和52年教委規則第6号)は、廃止する。

附 則(平成7年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 年教委規則第 号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(遵守事項)

第5条 青少年会館利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 承認なく物品を販売しないこと。
- (3) 承認なく危険物を持ち込まないこと。
- (4) 職員の指示に従うこと。

(利用制限)

第6条 教育委員会は、青少年会館の管理上支障があると認められる者には、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(帳票の様式)

第7条 この規則の規定により必要とする帳票の様式は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 藤沢市青少年会館条例施行規則(昭和52年教委規則第6号)は、廃止する。

附 則(平成7年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。